

議案第 107 号

石岡市八郷総合運動公園条例の全部を改正する条例を制定することについて

石岡市八郷総合運動公園条例の全部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市八郷総合運動公園条例，石岡市運動広場等条例及び石岡市農業者トレーニングセンター条例について，市民の利便性の向上及び施設の管理運営の円滑化を図るため，それぞれの条例を 1 つに統合するもの。

石岡市八郷総合運動公園条例

石岡市八郷総合運動公園条例（平成17年石岡市条例第90号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の心身の健全な発達及び地域におけるスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図るため、石岡市八郷総合運動公園（以下「運動公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称		位置
石岡市八郷総合運動公園	トレーニングセンター 武道館 運動広場 多目的広場 ターゲット・バードゴルフ場 運動公園プール	石岡市野田600番地

（職員）

第3条 運動公園の管理運営に必要な職員を置く。

（利用の許可等）

第4条 運動公園を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可の際、必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、運動公園の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があるとき。

（行為の制限）

第5条 運動公園において、次に掲げる行為をしようとするものは、教育委

員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売，募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 運動公園の全部又は一部を独占して，競技会，展示会，博覧会その他これらに類する催しをすること。

2 前項の許可を受けようとする者は，行為の目的，期間，場所，内容その他教育委員会の指示する事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は，許可を受けた事項を変更しようとするときは，当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出して，その許可を受けなければならない。

4 教育委員会は，第1項各号に掲げる行為が運動公園の保全又は公衆の運動公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り，第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 教育委員会は，第1項又は第3項の許可の際，運動公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料)

第6条 利用者は，別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は，許可の際，徴収する。

(使用料の減免)

第7条 公用若しくは公益事業のため利用するとき，又は教育委員会が相当の理由があると認めるときは，前条の使用料を減額し，又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は，返還しない。ただし，次に掲げる場合は，その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することのできない理由によって利用できなくなったとき。

(2) 利用前に利用許可を取り消されたとき。

(3) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は条件を付することができる。

(1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 災害その他やむを得ない事由により施設を利用させることができないとき。

(4) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(損害賠償)

第11条 利用者は、施設、附属施設若しくは備付物件を滅失し、又は毀損したときは、教育委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反し、事故を起こしたとき、若しくは教育委員会の管理上の責めに帰さない事故については、その責めを負わない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(石岡市運動広場等条例及び石岡市農業者トレーニングセンター条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 石岡市運動広場等条例（平成17年石岡市条例第91号）
- (2) 石岡市農業者トレーニングセンター条例（平成17年石岡市条例第140号）

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに、石岡市運動広場等条例（平成17年石岡市条例第91号）、石岡市農業者トレーニングセンター条例（平成17年石岡市条例第140号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）

- 4 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市八郷総合運動公園条例（平成17年石岡市条例第90号）」を「石岡市八郷総合運動公園条例（令和7年石岡市条例第 号）」に改め、
「石岡市運動広場等条例（平成17年石岡市条例第91号）」及び「石岡市農業者トレーニングセンター条例（平成17年石岡市条例第140号）」を削る。

別表第 1（第 6 条関係）

第 5 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合

行為の内容	単位	金額（円）
第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる行為 （物品の販売募金等）	1 m ² （日）	25
第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる行為 （業として写真の撮影）	1 日（写真機 1 台につき）	690
第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる行為 （業として映画の撮影）	1 日	13,810
第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる行為 （興業）	1 m ² （日）	25
第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる行為 （競技会，展示会，博覧会等）	1 m ² （日）	25

別表第 2（第 6 条関係）

1 トレーニングセンター使用料

（単位：円）

区分				午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
体育館	団体利 用（10 人以上）	一般	半面	1,000	1,330	1,330	3,660
			全面	2,000	2,660	2,660	7,320
			談話室	520	690	690	1,900
		高校生 以下	半面	500	660	660	1,820
			全面	1,000	1,330	1,330	3,660
			談話室	260	340	340	940
	個人利 用	一般	2 時間までごとに 1 人につ き 220				
		高校生 以下	2 時間までごとに 1 人につ き 110				

2 トレーニングセンター附属施設等使用料

（単位：円）

区分			単位	金額
照明設備	団体利用（ 10人以上）	半面	1 回	580
		全面		1,160
	個人利用	一般	2 時間までご とに 1 人につ き	60
		高校生以下		30
ステージ			1 回	110
温水シャワー設備		団体利用（ 10人以上）	1 回	1,570
		個人利用	1 回	110
トレーニング室			1 人につき	110

備考 1 回とは，トレーニングセンター使用料の表の午前，午後及び夜間のうちいずれかの区分の時間帯をいい，全日の場合は 3 回とみなす。

3 武道館（柔道場，剣道場及び弓道場）使用料

(単位：円)

区分			午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
各道場につ き	団体（10 人以上）	一般	1,910	2,200	2,200	6,310
		高校生以下	950	1,100	1,100	3,150
	個人	一般	470	620	620	1,710
		高校生以下	230	310	310	850
		弓道場年間使用料 26,150				

4 運動広場等使用料

(単位：円)

区分			午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
芝生広場	一般	半面	1,100	1,460	1,460	4,020
		全面	2,200	2,920	2,920	8,040
	高校生以下	半面	550	730	730	2,010
		全面	1,100	1,460	1,460	4,020
テニスコート		1 面	1 回 2 時間につき 550			

5 運動広場等夜間照明使用料（1 時間につき）

(単位：円)

区分		金額
芝生広場	半面	5,500
	全面	11,000
テニスコート	1 面	600

6 多目的広場使用料

(単位：円)

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00

半面	1, 100	1, 460	2, 560
全面	2, 200	2, 920	5, 120

7 ターゲット・バードゴルフ場使用料（１人につき）

（単位：円）

午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
220	330	550
年間使用料 6, 600		

8 運動公園プール使用料

(1) 個人利用の場合（１人１回当たり）

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00
一般	330	440
小・中学生	220	270
幼児	110	110

(2) 専用利用の場合

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
競泳プール	18, 150	24, 200	42, 350
徒渉プール	6, 050	8, 060	14, 110

備考 専用利用とは、各種団体等が行う競技会としての利用及び保育所、学校等が保育課程、教育課程又は学校行事として利用することをいう。